

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		市場施設の補修命令
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 6 9 条
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	1 故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷したとき。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		